

愛称: ショート・トリップ2

MHAM日経平均参照型投信08-11

単位型株式投資信託／バランス型

池田銀行専用ファンド



投資信託説明書(目論見書) 2008.10

みずほ投信投資顧問

この「投資信託説明書（目論見書）」は、
前半の「投資信託説明書（交付目論見書）」と
後半の「投資信託説明書（請求目論見書）」の
2つの部分で構成された合冊になっています。

【本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。】

MHAM日経平均参照型投信08-11

愛称：ショート・トリップ2

単位型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書(交付目論見書)

2008.10

みずほ投信投資顧問

MHAM日経平均参照型投信 08 - 11

～愛称：ショート・トリップ2～

(以下、上記の投資信託を「当ファンド」ということがあります。)

当ファンドは、日経平均株価の動きに応じて償還価格が決定される国内外の公社債（特にユーロ円債）を主要投資対象としています。日経平均株価の変化等による組入公社債の価格の下落や、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年9月26日に関東財務局長に提出しており、平成20年10月12日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家が当ファンドの受益権を取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
3. 当ファンドの基準価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けるため、変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがいまして、投資元金が保証されているものではありません。
4. 本投資信託説明書（交付目論見書）に記載されている税率は、平成20年9月26日現在のものですが、税法が改正された場合には、それに伴ない変更される場合があります。
5. 当ファンドの受益権の募集にかかる有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、投資家の請求により交付いたします。なお、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、請求を行った旨をご自身において記録いただきますようお願いいたします。投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目等については、投資信託説明書（交付目論見書）24ページをご参照ください。

下記の事項は、当ファンドをお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

当ファンドの取得申込みにあたっては、下記の事項および本投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みいただき、当ファンドの内容をご理解のうえ、お申込みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、日経平均株価の動きに応じて償還価格が決定される国内外の公社債（特にユーロ円債）を主要投資対象としています。日経平均株価の変化等による組入公社債の価格の下落や、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「市場リスク」、「信用リスク」、「銘柄集中リスク」などがあります。

詳しくは、本投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご参照ください。

（次ページに「当ファンドに係る手数料等について」を記載しております。）

下記の事項は、当ファンドをお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

受益権 1 口当たり 210 円（税抜 200 円）を上限に販売会社が独自に定める額。詳しくは、販売会社もしくは申込手数料を記載した書面等にてご確認ください。

解約手数料

ありません。

信託報酬

日々の信託財産の元本総額に対して、年 0.525%（税抜 0.5%）の率を乗じて得た額。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額。

その他の費用

以下のような費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

- ・監査報酬
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国における資産の保管等に要する費用
- ・資金の借入れを行った際の当該借入金の利息
- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用 等

なお、その他の費用については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することができません。また、上記手数料等の合計額についても、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示できません。

詳しくは、本投資信託説明書（交付目論見書）の「費用及び税金」をご参照ください。

以上

目 次

(ページ)

■ フ ァ ン ド の 概 要	1
■ フ ァ ン ド の 特 徴	3
(1) ファンドの特色	(4) 投資プロセス
(2) 投資対象	(5) 投資制限
(3) 投資方針	(6) 分配方針
■ 投 資 リ ス ク	10
(1) 主なリスクと収益性に与える影響度合い	
(2) リスク管理体制	
■ フ ァ ン ド の 仕 組 み	15
■ 取得申込み及び換金手続きの概要	16
(1) 取得申込手続き	
(2) 換金（解約）手続き	
■ 費 用 及 び 税 金	18
(1) 手数料等及び税金	
(2) 課税上の取扱い	
■ そ の 他 の 情 報	21
(1) 管理及び運営の概要	
(2) その他	
■ 運 用 の 状 況	26
(1) 運用状況	
(2) 財務ハイライト情報	
■ 約 款	27
■ 用 語 集	36

<当ファンドの基準価額等に関する照会先>

◆みずほ投信投資顧問株式会社

- ホームページアドレス (<http://www.mizuho-am.co.jp/>)
- 電 話 番 号* (0120-324-431)

* 受付時間：営業日の午前9時～午後5時 [半日営業日の場合は午前9時～正午]

※ 換金価額については、電話による照会のみとなります。

ファンドの概要

(1) ファンドの性格

商 品 分 類	単位型株式投資信託／バランス型
ファンドのねらい	信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。
主 な 投 資 対 象	国内外の高格付の公社債（特にユーロ円建て債券（以下「ユーロ円債」といいます。））を主要投資対象とします。
主 な 投 資 制 限	株式への投資は、転換社債等の転換等により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
主 な リ ス ク	市場リスク、信用リスク、銘柄集中リスクなど

(2) ファンドの管理・運営

信 託 設 定 日	平成20年11月28日
信 託 期 間	平成20年11月28日～平成22年3月12日
収 益 分 配	信託期間中の収益分配は行いません。
信 託 報 酬	日々の信託財産の元本総額に対して 年率 0.525%（税抜 0.5%）

(3) 取得お申込みについて

募 集 総 額	上限150億円
お 申 込 期 間	平成20年10月14日～平成20年11月27日
お 申 込 単 位	10口以上1口単位
お 申 込 価 額	1口当たり1万円 ※ 当該価額には、お申込手数料およびお申込手数料にかかる消費税等相当額(5%)が含まれます。
お 申 込 手 数 料	受益権1口当たり210円(税抜200円)を上限に販売会社が独自に定める額 ※ お申込手数料には、消費税等相当額が課せられます。 ※ お申込手数料と消費税等相当額は、お申込価額に含まれます。

(4) ご換金について

解 約 の ご 請 求 (途 中 解 約)	平成22年2月18日までの毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を解約請求受付日として途中解約できます。
ご 解 約 単 位	1口単位
ご 解 約 の 価 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
信 託 財 産 留 保 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
解 約 手 数 料	ありません。
解約代金の受渡日	解約請求受付日から起算して、原則として9営業日目より

◆ 本書で用いている専門的な用語については、巻末に「用語集」を設けてありますので、併せてご覧ください。

ファンドの特徴

(1) ファンドの特色

MHAM日経平均参照型投信08-11は、信託財産の成長をはかることを目指して運用を行います。

1. 約1年3カ月後に条件付きで1口当たり10,307円での償還を目指します。

- ◆ 株価観測期間^{※1}中に日経平均株価^{※2}が一度もワンタッチ水準^{※3}を超えて下落しなければ、償還価額（目標）は1口当たり10,307円を目指します。
- ◆ 株価観測期間中に、日経平均株価がワンタッチ水準を超えて下落しても、最終株価^{※4}が当初株価^{※5}比100%以上の場合には、償還価額（目標）は最終株価の当初株価比に連動した価額（上限は10,307円）を目指します。
なお、ワンタッチ水準を超えて下落し、かつ最終株価が当初株価を下回った場合には、償還価額（目標）は、投資元本を下回り10,000円未満となります。

（注）上記の償還価額（目標）は、償還時における税額を考慮しておりません。

2. 上記の特色を有するため、株価観測期間中の日経平均株価の変動および最終株価の水準に応じて償還価格が決定されるユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。

- ◆ 組入れるユーロ円債は、高格付け（原則組入れ時AA-またはAa3以上）を得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資対象とすることにより信用リスクを抑えます。（格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託会社が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）
- ◆ 組入れたユーロ円債の銘柄の入れ替えは、原則として行いません。

日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。当ファンドを日本経済新聞社が保証するものではありません。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<ご注意事項>

本書における各投資成果は、当ファンドが投資対象とするユーロ円債に全額投資を行い、かつ条件通りにその償還を受けられたと仮定し、当初株価に対する株価観測期間中の日経平均株価および最終株価の水準による当ファンドの償還価額（目標）をシミュレーションしたものであり、途中換金時のものではなく、また実際の運用成果を保証するものではありません。各シミュレーションにおける諸条件は、平成20年9月9日現在における投資環境に基づくものであり、実際に組入れることとなるユーロ円債の償還条件は、当ファンドの設定日にその時点における投資環境に基づいて決定されます。また、当初株価、ワンタッチ水準に相当する日経平均株価の水準は、平成20年11月28日（設定日）、12月1日、2日の3営業日の日経平均株価大引け終値の平均により決定されます。

【用語説明】

- ※1 「株価観測期間」は、平成20年12月3日から平成22年2月25日までです。
 - ※2 「日経平均株価」は、本書においては大引け終値をいいます。
 - ※3 「ワンタッチ水準」とは、当初株価の65%（小数点第3位切り捨て）にあたる株価水準をいいます。
 - ※4 「最終株価」とは、平成22年2月25日（最終株価算出日）の日経平均株価をいいます。
 - ※5 「当初株価」とは、平成20年11月28日から同年12月2日までの3営業日（当初株価算出期間）の日経平均株価の平均値（小数点第3位切り捨て）をいいます。
- （注）日程は、平成20年9月26日現在において知りうる暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合は変更になることがあります。

《 ファンドのスケジュール 》



(2) 投資対象

国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円債を主要投資対象とします。

- ◆ 投資対象とする資産の種類等については、約款をご参照ください。

(3) 投資方針

〔1〕 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

〔2〕 投資態度

1. 当ファンドが主要投資対象とする国内外の公社債は、次頁（4）投資プロセス〔1〕ファンドの投資プロセスに記載される性質を有し、かつ当ファンドの信託期間終了日前に償還されるユーロ円債とします。
2. 主要投資対象とするユーロ円債は、組入れ時に AA-または Aa3 以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とすることを基本とします。（格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託会社が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものと含みます。以下同じ。）
3. 原則として、投資適格のユーロ円債を可能な限り高位に組入れ、信託期間中は組入れたユーロ円債の銘柄の入れ替えは原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の格付けまたは発行体の格付けが大きく低下した場合等には、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することができます。この場合における売却価格は、額面価格ならびに投資元本を下回る可能性があり、当ファンドの運用方針が達成されない場合があります。
4. 市場動向やファンドの資金事情および日経平均株価の改廃その他の特殊な状況等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(4) 投資プロセス

[1] ファンドの投資プロセス

1. 当ファンドは公社債の組入れにあたり、以下の性質を有するユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。

《組入れるユーロ円債の性質》

- (i) 株価観測期間（当ファンドの設定日から起算して 4 営業日目から当ファンドの信託期間終了日の 11 営業日前までをいいます。以下同じ。）における日経平均株価大引け終値が、当初株価（当ファンドの設定日から 3 営業日の日経平均株価大引け終値の平均値（小数点第 3 位切り捨て）をいいます。以下同じ。）に対して、一度も 65%（小数点第 3 位切り捨て。以下同じ。）未満の水準にならなかった場合には額面を一定額上回る価格で償還します。
- (ii) 一方、株価観測期間における日経平均株価大引け終値が、一度でも当初株価に対して 65% 未満の水準になった場合には、最終株価（当ファンドの信託期間終了日の 11 営業日前の日経平均株価大引け終値をいいます。以下同じ。）の当初株価比に連動（上限があります。）した価格で償還します。

《組入れるユーロ円債の発行体について》

- ・組入れるユーロ円債は、「ノルウェー輸出金融公社 [格付: AA+(S&P) / Aaa (Moody's)]」および「バークレイズ・バンク・ピーエルシー [格付: AA (S&P) / Aa1 (Moody's)]」が発行するユーロ円債を予定しております。
- ・①ファンドの資金事情、②市況動向、③上記ユーロ円債の格付けの格下げその他発行体（その保証会社および当該ユーロ円債の信用力に影響を与えるその親会社等を含みます。）の信用状態によっては、上記発行体の一方が発行するユーロ円債のみに投資し、または上記発行体を変更する場合があります。
- ・格付は、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P) 社およびムーディーズ・インベスター・サービス (Moody's) 社によるものを記しています。（平成 20 年 9 月 9 日現在）

2. 主要投資対象とするユーロ円債は、組入れ時に AA- または Aa3 以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とすることを基本とします。
3. 原則として、投資適格のユーロ円債を可能な限り高位に組入れ、信託期間中は組入れたユーロ円債の銘柄の入れ替えは原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の格付けまたは発行体の格付けが大きく低下した場合等には、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することができます。この場合における売却価格は、額面価格ならびに投資元本を下回る可能性があり、当ファンドの運用方針が達成されない場合があります。

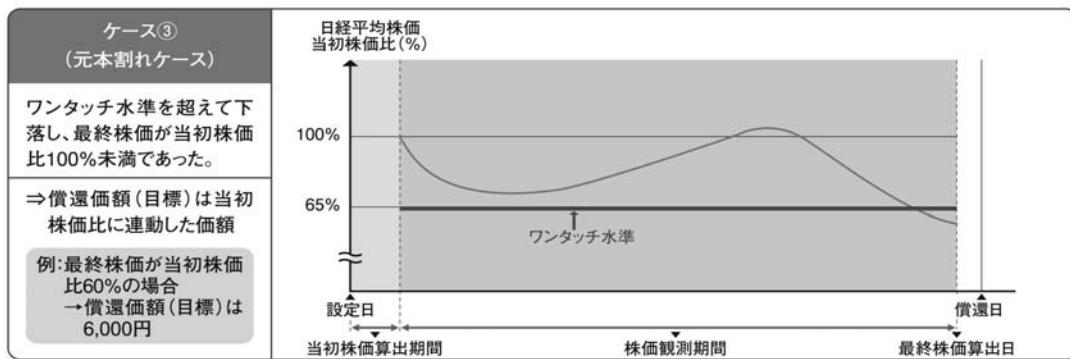
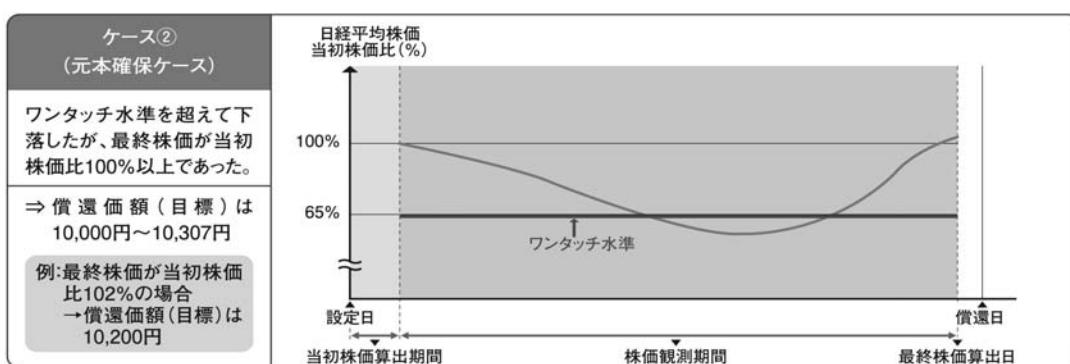
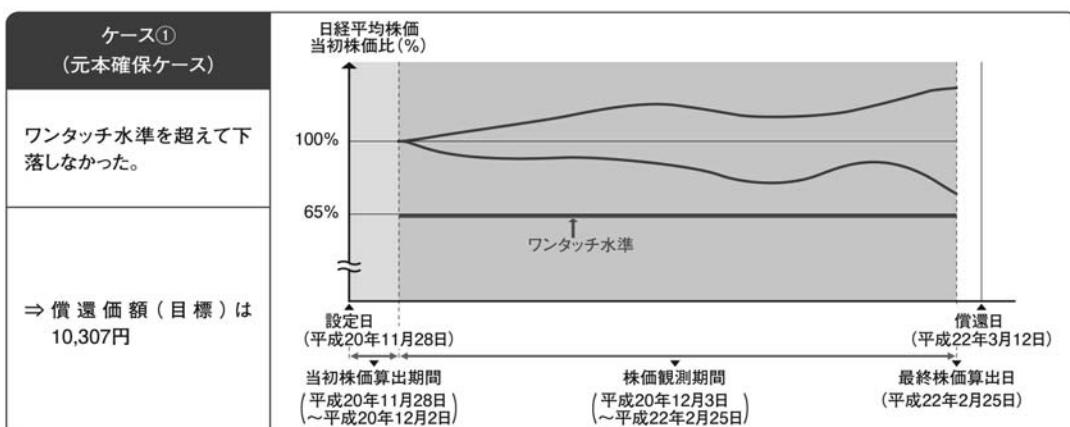
《当ファンドの償還価額（目標）について》

当ファンドは、前述した性質を有するユーロ円債を可能な限り高位に組入れます。

したがいまして、償還価額（目標）は、主として組入れるユーロ円債の性質が反映され、下記の通りとなります。

- ・株価観測期間の日経平均株価が一度もワンタッチ水準を超えて下落しなかった場合は10,307円での償還を目指します。（下図のケース①）
- ・株価観測期間の日経平均株価が一度でもワンタッチ水準を超えて下落したものの、最終株価が当初株価比100%以上となった場合は、10,307円を上限に最終株価の当初株価比に連動した価額での償還を目指します。（下図のケース②）
- ・株価観測期間の日経平均株価がワンタッチ水準を超えて下落したうえ、最終株価が当初株価を下回った場合は、最終株価の当初株価比に連動した価額を目指します。例えば、最終株価が当初株価比で60%の水準であった場合、当ファンドの償還価額（目標）は6,000円となることをを目指します。（下図のケース③）

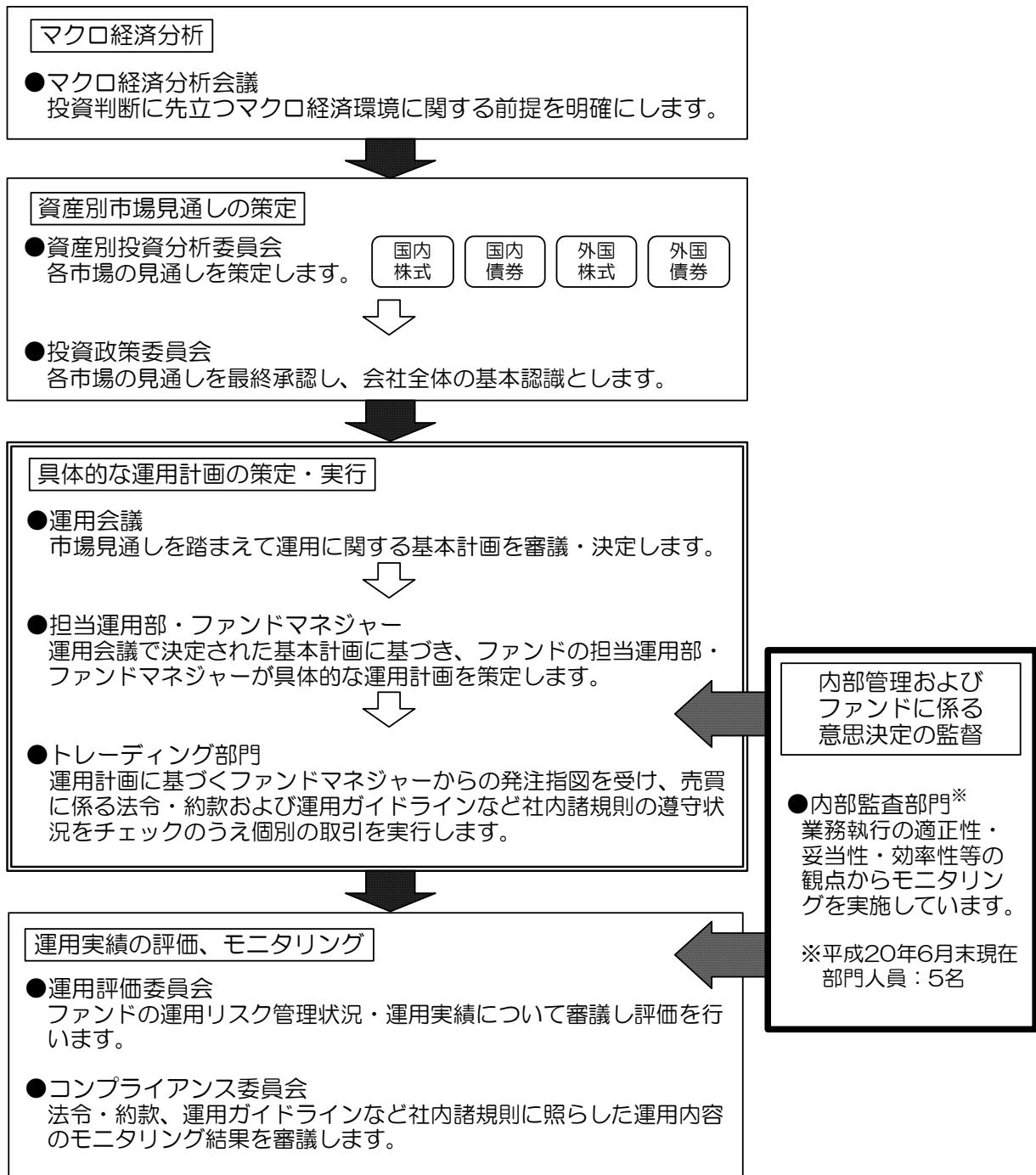
《日経平均株価の推移と償還価額（目標）のイメージ》



※上記の償還価額（目標）は1口当たりです。

※上記は、償還価額（目標）を説明するイメージ図であり、実際の推移および償還価額を示唆するものではありません。

〔2〕意思決定プロセス



※ なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

〔3〕関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(5) 投資制限

[1] 約款で定める投資制限

① 株式

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債※の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※「転換社債型新株予約権付社債」とは、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。（以下同じ。）

2. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

② 外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 先物取引等

信託財産が運用対象とする有価証券および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、先物取引等を約款に規定する範囲内で行うことができます。

⑤ 資金の借入れ

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴なう支払資金の手当て（一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、約款に規定する範囲内で資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

詳細およびその他の投資制限については、約款をご参照ください。

[2] 法令で定める投資制限

① デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 同一法人の発行株式の取得（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の信託財産として有する同一法人の発行株式にかかる議決権の総数が、当該株式の議決権総数の50%超となる場合には、当該法人の発行株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図できません。

(6) 分配方針

運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、信託期間中の分配は行いません。

投資リスク

(1) 主なリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主として国内外の高格付けの公社債など値動きのある証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

なお、当ファンドにおいて想定される主なリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

市 場 リ ス ク

当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債の価格は、主に日経平均株価の変化や金利の変化その他の要因により変動します。通常の債券と同様に、金利の変動はユーロ円債の価格が変動する要因となるうえ、ユーロ円債の償還条件は日経平均株価の動きに応じて決定されるため、日経平均株価の変化や金利の変化等に応じてユーロ円債の価格は変動します。ユーロ円債の価格が下落した場合には当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

お申込み時における市場リスク：前述の「ファンドの特徴」に記載されている、株価観測期間中の日経平均株価の推移および最終株価の当初株価比に応じた当ファンドが目標とする償還価額（目標）、当初株価およびワンタッチ水準は、当ファンドの申込期間中には決定されておりません。実際のユーロ円債の償還条件ならびに株価観測期間中の日経平均株価の推移および最終株価の当初株価比に応じた当ファンドが目標とする償還価額（目標）は、設定日において、その時点における日経平均株価の予想変動率ならびに金利環境等に基づいて決定されます。また、当初株価およびワンタッチ水準は、当ファンドの設定日から3営業日の日経平均株価の平均値により決定されます。当ファンドの取得のお申込みは設定日の前営業日までにしていただくことになりますので、各投資家の皆様は、お申込みをされる際には、市場動向等をご自身でご判断のうえ、償還価額（目標）が前述のシミュレーションに示されている仮定条件と同じではない可能性があること、および組入れられるユーロ円債に適用される諸条件が未確定であることに十分ご留意のうえお申込みください。

信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とするユーロ円債の発行体の債務不履行等により、ユーロ円債の償還金額等が当ファンドに支払われなくなるリスクがあります。このような場合、日経平均株価の動向にかかわらず、当ファンドの基準価額が下落する可能性、ならびに当ファンドの償還価額（目標）が、当初の運用目標とする価額を大幅に下回る可能性があります。

また、当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債の発行体に債務不履行が生じる可能性が高まったときには、当該ユーロ円債の信用リスクの上昇から価格は大きく下落する可能性があります。このような場合、委託会社の判断により、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあり、その結果、当ファンドに売却損が発生する可能性があります。ただし、この場合、当ファンドが償還時に目標とする償還価額での償還ができない可能性があります。また、途中売却した場合、その時点で信託契約を解約することが受益者のため有利であると認められる場合には、当ファンドを繰上償還することもあります。その際には、前述同様、当ファンドが償還時に目標とする償還価額での償還ができない可能性があります。

なお、当ファンドにおいては、原則組入れ時に格付けAA-（スタンダード・アンド・プアーズ社）以上、またはAa3（ムーティーズ・インベスター・サービス社）以上の公社債に投資することにより、信用リスクの低減に努めます。

(参考) 公社債の格付けについて

格付機関名	S&P 社	Moody's 社	
↑ 高い 格付け (信用力)	AAA	Aaa	
	AA	Aa	投資適格格付
	A	A	(投資適格債)
	BBB	Baa	
↓ 低い 格付け (信用力)	BB	Ba	
	B	B	投機的格付
	CCC	Caa	(高利回り債)
	CC	Ca	
	C	C	
	D		
公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付機関（スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社、ムーティーズ・インベスター・サービス（Moody's）社等）によって格付けがなされています。格付機関ごとに定めた記号等（AAA、Aaaなど）によって公社債の信用力が表わされ、格付けされた債券のうち債務を履行する能力が十分あり、投資するに適するものを投資適格格付けといいます。			
AA および Aa は、最上位格付け（AAA、Aaa）に次ぐ高いカテゴリーの格付けに位置しており、更に AA/Aa から CCC/Caa までのカテゴリー内では相対的強さを表す「+、符号なし、-」、「1、2、3」の記号が付されております。「AA-」および「Aa3」は、最上位格付けから4番目に高い信用力を有する格付けに位置しており、S&P 社の格付けでは、AA のカテゴリーは、「債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付けとの差は小さい。」と定義されています。			

銘柄集中リスク

当ファンドは、原則として一定の性質を有するユーロ円債に集中投資をします（当ファンドの設定額やユーロ円債の発行体の資金調達条件等により、単一銘柄に集中投資する可能性もあります。）。また、原則として、投資した公社債の銘柄の入れ替えは行わず当該公社債が償還されるまで保有します。このため、当ファンドの当該期間中の基準価額は、より多くの銘柄に分散投資し銘柄の入れ替えを行う一般的な公社債を主要投資対象とするファンドに比べ、設定時に組入れた公社債（ユーロ円債）の価格変動の影響を大きく受けます。また、信用リスクが顕在化した場合など、流動性が著しく低下し、一部または全部売却ができなくなり、そのためファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

解約にかかるリスク

当ファンドの解約については、平成22年2月18日以前の毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を解約請求受付日としております。特別な場合を除いて、原則として前述以外の日における解約の実行はできません。なお、一部解約の請求額が多額と判断される場合または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求を取り消すことがあります、直ちに一部解約をできないリスクがあります。

当該期間中に解約される場合は、解約時の市場環境などによっては、前述の市場リスク、信用リスク、銘柄集中リスク等の影響を大きく受ける可能性があり、その結果、日経平均株価の水準にかかわらず解約の価額は当初元本額を下回る可能性があります。なお、当該期間中に解約を行った際に適用される解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額となります。

その他留意点

当ファンドの設定日もしくは当初株価の算出期間ならびに最終株価の算出日において、取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または、日経平均株価に関する先物取引が停止される場合などには、当初株価の算出期間、株価観測期間もしくは最終株価の算出日が変更されること、または、組入債券の計算代理人（引受証券会社等）により適切と判断される値をもって日経平均株価を算出する場合があります。

各取引所や市場において、何らかの理由（取引規制、システムトラブル等）により現物取引等が円滑に行えなくなった場合等、意図した運用ができない可能性があります。また、何らかの理由により日本経済新聞社（同社より指標算出業務の委託を受けた者を含みます。以下同じ。）または取引所等において日経平均株価（大引け）を計測・発表できない状況となった場合には、組入債券の計算代理人（引受証券会社等）により適切と判断される値をもって日経平均株価（大引け終値）を算出する場合があります。なお、日経平均株価が日本経済新聞社により後日修正された場合には、原則として翌日までに修正された場合に限り修正後の株価を適用いたします。

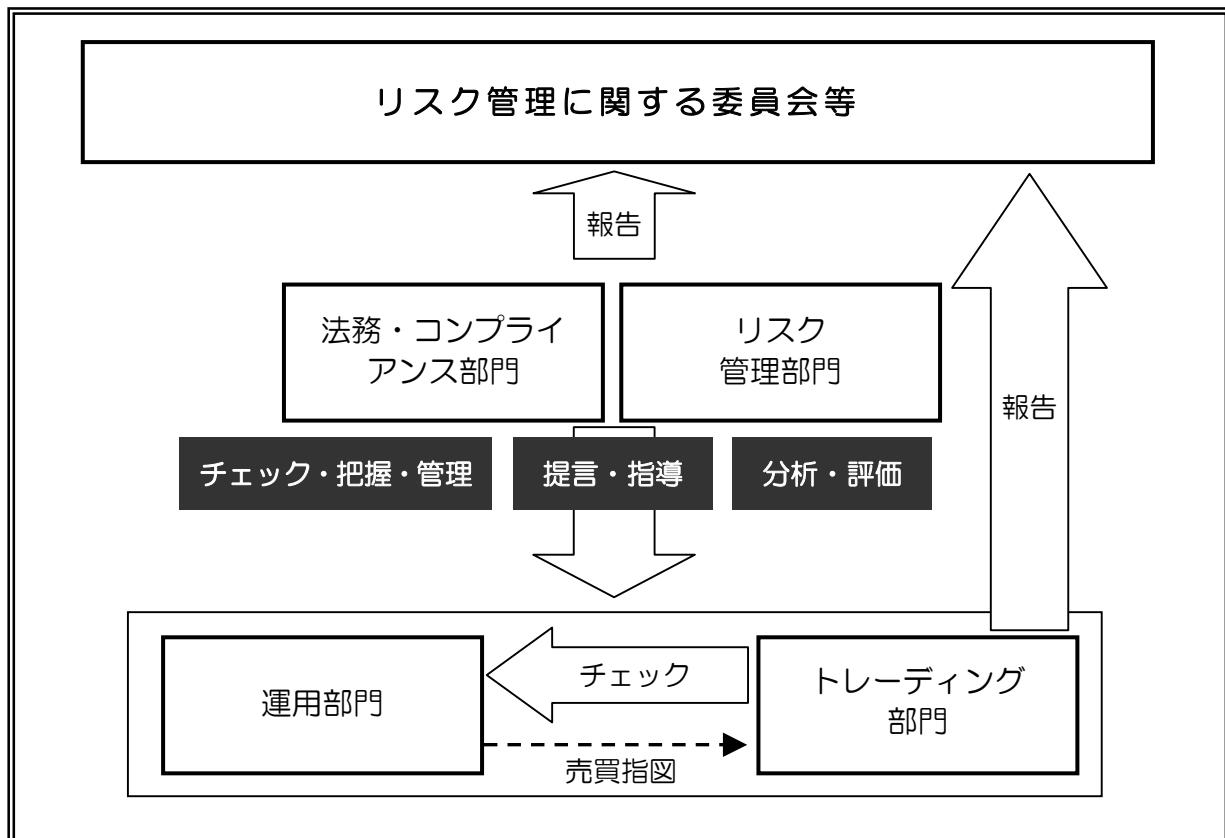
各市場の大幅な変動や急激な変動により現物取引等が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合等、意図した運用ができない可能性があります。

当ファンドの組入公社債等の取引にかかる取引コストやファンド運営に予想外の費用（税率の変更等を含みます。）等が必要となった場合などには、ファンドの当初の運用目標が達成されないことがあります。

当初株価の算出期間、株価観測期間および最終株価の算出日等に関する日程は、平成20年9月26日現在において知りうる暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合は変更になることがあります。

なお、募集金額が5億円に満たない場合、または当ファンドに関係する投資環境等が変化した場合には、ファンドの設定を中止することがあります。

(2) リスク管理体制

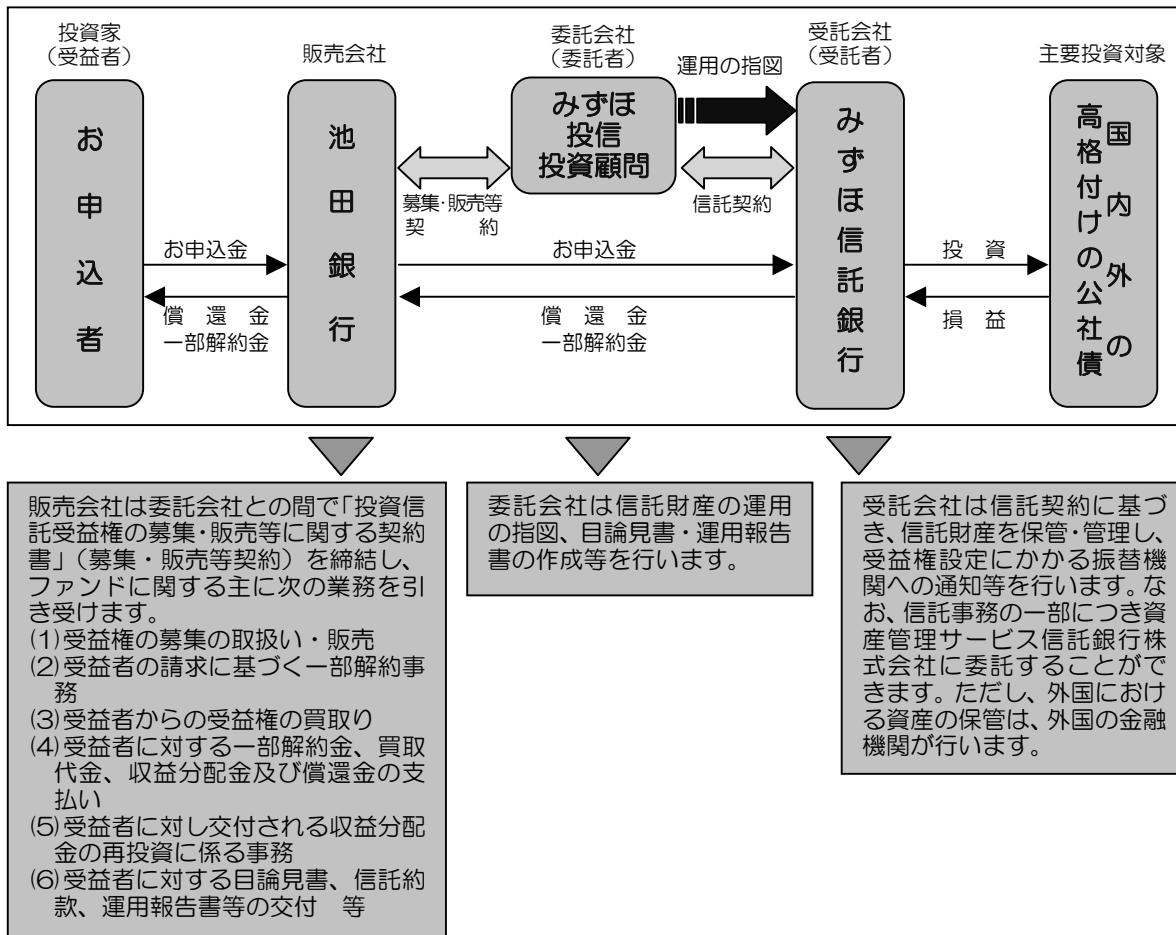


- ◆ リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。
- ◆ 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
- ◆ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴なう諸規則の遵守状況のチェックを行います。
- ◆ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

ファンドの仕組み

当ファンドの運営の仕組み



取得申込み及び換金手続きの概要

(1) 取得申込手続き

申込期間	平成20年10月14日から平成20年11月27日まで
申込単位	10口以上1口単位
申込価額	1口当たり1万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込みにかかる受益権の価額には、申込手数料および申込手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（5%、以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれます。
申込手数料	<p>受益権1口当たり210円（税抜200円）を上限に販売会社が独自に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込手数料については、目次に記載の委託会社＜照会先＞または販売会社までお問い合わせください。 ・申込手数料には消費税等相当額が課せられます。なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、申込金額（受益権1口当たりの発行価格1万円）の中に含まれており、上記上限額（1口当たり210円（税抜200円））が設定日に信託財産中から支弁されます。 ・販売会社が独自に定めた申込手数料が1口当たり210円（税抜200円）未満の場合は、申込手数料上限額および当該申込手数料上限額にかかる消費税等相当額の中から、その差額（1口当たりの申込手数料上限額と当該販売会社が独自に定める1口当たりの申込手数料額との差額に、取得申込みを行った受益者の取得申込口数を乗じて得た金額ならびにその金額に対する消費税等相当額）を当該受益者に対し返戻します。
取扱販売会社 (申込取扱場所)	<p>株式会社池田銀行 大阪府池田市城南2丁目1番11号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の販売会社の本・支店等において、申込みの取扱いを行います。
払込期日	<p>取得申込者は、上記の申込期間中に申込代金を販売会社にお支払いいただきます。</p> <p>発行価額の総額は、設定日（平成20年11月28日）に販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。なお、申込期間中に受領した申込代金については、信託設定日までの期間については利息を付しません。</p>
その他	<p>取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。詳しくは、約款をご参照いただくか、または販売会社にお問い合わせください。</p> <p>募集金額が5億円に満たない場合、または当ファンドに関する投資環境等が変化した場合には、ファンドの設定を中止することがあります。</p>

(2) 換金(解約)手続き

《一部解約(解約請求)》

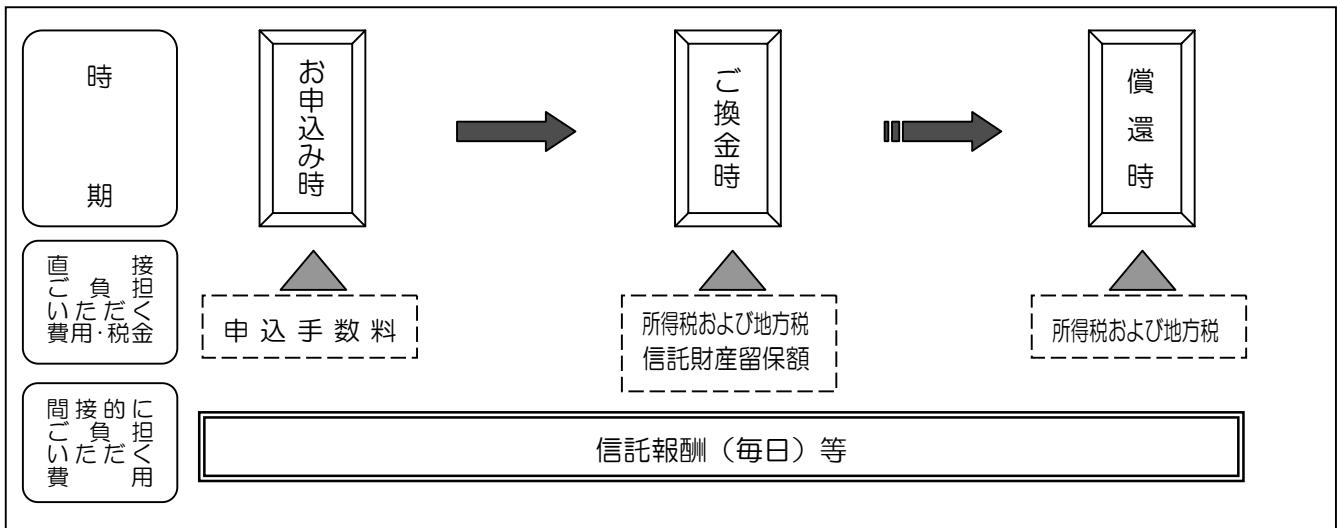
解 約 単 位	受益者は平成22年2月18日までの毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を解約請求受付日として、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し1口単位をもって解約を請求することができます。
特 別 解 約	受益者は平成20年12月15日から平成22年2月18日までにおいて、約款第38条第2項に定める事由がある場合、委託会社に1口単位をもって、その請求日を解約の請求受付日とする解約の実行(以下「特別解約」といいます。)を請求することができます。なお、この場合、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。
解 約 取 扱 時 間	委託会社および販売会社の営業日の午後3時(年末年始など金融商品取引所が半日取引日の場合は午前11時)まで <ul style="list-style-type: none"> ・上記時刻までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
解 約 の 価 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額(以下「解約価額」といいます。)
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額
解 約 手 数 料	ありません。
解 約 代 金 の 支 払 い	解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として9営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
大口解約の制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
解 約 の 中 止	委託会社は、解約の請求金額が多額と判断される場合、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の実行の請求の受けを中止すること、およびすでに受付けた解約の実行の請求の受けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の解約の実行の請求を撤回できます。
そ の 他	解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

費用及び税金

(1) 手数料等及び税金

《費用・税金の概要》

お申込みからご換金または償還までの間にご負担いただく費用・税金の概要は以下のとおりです。



《直接ご負担いただく費用・税金》 (個人の場合)

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お申込み時	申込手数料	受益権1口当たり210円（税抜200円）を上限に販売会社が独自に定める額
ご換金時 (解約請求)	解約手数料	ありません。
	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%
	所得税および地方税	解約請求受付日の翌営業日の解約価額の元本超過額に対して 10%
償還時	所得税および地方税	償還価額の元本超過額に対して 10%

(注1) 申込手数料には消費税等相当額(5%)が課せられます。なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、申込金額(受益権1口当たりの発行価格1万円)の中に含まれます。

(注2) 販売会社が定めた申込手数料が1口当たり210円(税抜200円)未満の場合は、申込手数料の上限額(税込)との差額を受益者に返戻します。

(注3) 上記は、平成20年12月31日まで適用される個人の受益者の場合の税制・税率です。平成21年1月1日以降および法人の受益者の場合の税率等は異なります。詳しくは、後掲「(2)課税上の取扱い」をご参考ください。なお、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

«間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用»

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金						
毎 日	信 託 報 酬	<p>信託財産の元本総額に対し 年率 0.525% (税抜 0.5%)</p> <p>配分については、以下の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年0.315% (税抜 0.30%)</td> <td>年0.1575% (税抜 0.15%)</td> <td>年0.0525% (税抜 0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年0.315% (税抜 0.30%)	年0.1575% (税抜 0.15%)	年0.0525% (税抜 0.05%)
委託会社	販売会社	受託会社						
年0.315% (税抜 0.30%)	年0.1575% (税抜 0.15%)	年0.0525% (税抜 0.05%)						

(注) 信託報酬の総額は、毎計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に上記の率を乗じて得た額とし、計算期間の最初の6カ月の終了日に、当日の受益権口数に対応する金額を、ならびに一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。

なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

«その他の費用等»

1. 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
2. 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間の最初の6カ月終了日または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。
3. 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(2) 課税上の取扱い

- ◆ 税法が改正された場合等には、以下の内容が変更になる場合があります。
- ◆ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

[1] 受益者別の課税の取扱いについて

① 個人の受益者に対する課税

<平成 20 年 12 月 31 日まで>

一部解約時および償還時の元本超過額については、配当所得として 10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率による源泉徴収（申告不要）が行われます。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）の選択ができます。

一部解約時および償還時に損失が生じた場合には、確定申告を行うことで、株式等（上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）を含みます。）の売買益（譲渡益）および他の公募株式投資信託の譲渡益との損益通算ならびに 3 年間の繰越控除の対象とすることができます。

<平成 21 年 1 月 1 日以降>

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。その税率は平成 21 年および平成 22 年において、その年における他の上場株式等（上場株式、上場 ETF、上場 REIT および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500 万円以下の部分については 10%（所得税 7% および地方税 3%）、500 万円を超える部分については 20%（所得税 15% および地方税 5%）となります。また、平成 23 年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず 20%（所得税 15% および地方税 5%）の税率が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用も可能です。

※ 平成 21 年および平成 22 年において、特定口座（源泉徴収口座）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額が 500 万円を超える場合には、確定申告が必要になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに 3 年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

② 法人の受益者に対する課税

一部解約時および償還時の元本超過額については、7%（所得税 7%、地方税は課せられません。）の税率*による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度が適用されません。

※ 平成 21 年 4 月 1 日以降は、上記の 7% の税率は、15%（所得税 15%、地方税は課せられません。）になります。

- ◆ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

その他の情報

(1) 管理及び運営の概要

〔1〕 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額については、下記の照会先または販売会社までお問い合わせください。

◆みずほ投信投資顧問株式会社

- ホームページアドレス (<http://www.mizuho-am.co.jp/>)
- 電 話 番 号* (0120-324-431)

* 受付時間：営業日の午前9時～午後5時 [半日営業日の場合は午前9時～正午]

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

〔2〕 受益証券の保管

該当事項はありません。

〔3〕 信託期間

平成20年11月28日から平成22年3月12日までとします。

〔4〕 計算期間

平成20年11月28日から平成22年3月12日までとします。

〔5〕その他

① 信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
 - a. 信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - b. やむを得ない事情が発生したとき。
 - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が5万口を下回ることとなる場合。
2. 1. により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
 - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「② 信託約款の変更等」および「③ 書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1. の事項（前記1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に對し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に對し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記1. の通知書面に付記します。

④ 償還金の支払い

償還金は、原則として、償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において、支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対し、お支払いします。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書

委託会社は、信託期間終了時（償還時）に信託期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。運用報告書は、あらかじめ受益者が申出た住所に販売会社から届けられます。

〔6〕 受益者の権利等

受益者の主な権利には、収益分配金に対する請求権、一部解約の実行請求権および償還金に対する請求権などがあります。

(2) その他

[1] ファンドに関する情報

① 内国投資信託受益証券の形態等

単位型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

なお、当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」に分類されるバランス型に属します。

当ファンドは格付けを取得しておりません。

② 発行価額の総額

150 億円を上限とします。

③ 振替機関に関する事項

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

④ 有価証券届出書の写しの縦覧

有価証券届出書の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。

⑤ その他

当ファンドの愛称として、「ショート・トリップ2」という名称を用いることがあります。

[2] ファンドの詳細情報「投資信託説明書（請求目論見書）」に関する情報

第1 ファンドの沿革

第4 ファンドの経理状況

第2 手 続 等

1 財務諸表

1 申込（販売）手続等

2 ファンドの現況

2 換金（解約）手続等

第5 設定及び解約の実績

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他の

2 受益者の権利等

[3] 委託会社に関する情報

① 名 称 みずほ投信投資顧問株式会社

② 代表者の役職氏名 取締役社長 田中 憲一郎

③ 本店の所在の場所 東京都港区三田三丁目5番27号

④ 資本金の額 20億4,560万円（平成20年8月31日現在）

⑤ 会社の沿革

昭和39年 5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立

平成9年10月 1日 「株式会社第一勧業投資顧問」「勧角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成11年 7月 1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年 7月 1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、

「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

⑥ 大株主の状況（平成20年8月31日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

〔4〕内国投資信託受益証券事務の概要

① 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

② 振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「〔1〕ファンドに関する情報③ 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

③ 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

④ 受益者に対する特典

ありません。

⑤ 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

⑥ 受益権の譲渡

1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

2. 前記1. の申請のある場合には、前記1. の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3. 前記1. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

⑦ 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

運用の状況

(1) 運用状況

当ファンドは、平成 20 年 11 月 28 日に運用を開始する予定です。よって、該当記載事項はありません。

(2) 財務ハイライト情報

当ファンドは、平成 20 年 11 月 28 日から運用を開始する予定であり、それまでは何ら資産を保有していません。よって、該当記載事項はありません。

約 款

単位型証券投資信託
M H A M 日経平均参照型投信 08 - 11

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円建て債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）が主要投資対象とする国内外の公社債は、以下の性質を有し、かつ当ファンドの信託期間終了日前に償還されるユーロ円建て債券（以下「ユーロ円債」といいます。）とします。

a. 株価観測期間（当ファンドの設定日から起算して4営業日目から当ファンドの信託期間終了日の11営業日前までをいいます。以下同じ。）における日経平均株価大引け終値が、当初株価（当ファンドの設定日から3営業日の日経平均株価大引け終値の平均値（小数点第3位切り捨て）をいいます。以下同じ。）に対して、一度も65%（小数点第3位切り捨て。以下同じ。）未満の水準にならなかった場合には額面を一定額上回る価格で償還します。

b. 一方、株価観測期間における日経平均株価大引け終値が、一度でも当初株価に対して65%未満の水準になった場合には最終株価（当ファンドの信託期間終了日の11営業日前の日経平均株価大引け終値をいいます。）の当初株価比に連動（上限があります。）した価格で償還します。

（注）日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。当ファンドを日本経済新聞社が保証するものではありません。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

主要投資対象とするユーロ円債は、組入れ時にAA-またはAa3以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とすることを基本とします。

（格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスター・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託者が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）

原則として、投資適格のユーロ円債を可能な限り高位に組入れ、信託期間中に組入れたユーロ円債の銘柄の入れ替えは原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の格付けまたは発行体の格付けが大きく低下した場合等には、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあります。この場合における売却価格は、額面価格ならびに投資元本を下回る可能性があり、当ファンドの運用方針が達成されない場合があります。

市場動向やファンドの資金事情および日経平均株価の改廃その他の特殊な状況等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。

収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、信託期間中の分配は行いません。

単位型証券投資信託
M H A M 日経平均参照型投信 08 - 11 約款

信託の種類、委託者および受託者

第1条 この信託は、証券投資信託であり、みずほ投信投資顧問株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

信託事務の委託

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

信託の目的および金額

第3条 委託者は、金150億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

信託期間

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成22年3月12日までとします。

受益権の取得申込みの勧誘の種類

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

当初の受益者

第6条 この信託契約締結当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権の分割および基準価額の計算方法

第7条 委託者は、第3条の規定による受益権については150万口を限度として均等に分割します。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

受益権の帰属と受益証券の不発行

第8条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受益権の設定にかかる受託者の通知

第9条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の申込単位および価額ならびに募集取扱手数料

第10条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、10口以上1口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の申込価額は、1口当たり1円とします。また、募集取扱手数料は、1口当たり200円を上限に指定販売会社がそれぞれ別に定める額とし、1口当たり200円の募集取扱手数料上限額および当該募集取扱手数料上限額にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を信託契約締結日に信託財産中から支弁します。

指定販売会社は、募集取扱手数料上限額および当該募集取扱手数料上限額にかかる消費税等に相当する金額の中から、1口当たりの募集取扱手数料上限額と当該指定販売会社が独自に定める1口当たりの募集取扱手数料額との差額に、取得申し込みを行った受益者の取得申込口数を乗じて得た金額ならびにその金額に対する消費税等に相当する金額を当該受益者に対し返戻します。

受益権の譲渡にかかる記載または記録

第11条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

第12条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

投資の対象とする資産の種類

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

第14条 委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第6号の証券および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図す

することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものおよび株主割当または社債権者割当により取得するものに限り行うものとします。

外貨建資産への投資は行いません。

利害関係人等との取引等

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第21条において同じ。）第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条ないし第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条ないし第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

運用の基本方針

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

投資する株式の範囲

第17条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資制限

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取

る組入公社債および指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項各号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第14条第2項各号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

信託業務の委託等

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

混蔵寄託

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

信託財産の登記等および記載等の留保等

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

有価証券売却等の指図

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

有価証券の貸付の指図および範囲

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範

囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とし、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

損益の帰属

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

受託者による資金の立替え

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託の計算期間

第30条 この信託の計算期間は、平成20年11月28日から平成22年3月12日まで（第4条に規定する信託期間と同じ。）とします。

信託財産に関する報告等

第31条 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

信託事務の諸費用

第32条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、第30条に規定する計算期間の最初の6カ月終了日または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬の額および支弁の方法

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、毎日、信託財産の元本総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

前項の信託報酬は、第30条に規定する計算期間の最初の6カ月終了日に当日の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。

第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

収益の分配

第34条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、信託期間中には分配を行いません。

償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責

第35条 受託者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第2項に

規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

償還金および一部解約金の支払い

第36条 儻還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第38条第1項および第2項に定める受益者の一部解約の実行の請求を受けた日から起算して、原則として9営業日目から当該受益者に支払います。

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の時効

第37条 受益者が、信託終了による償還金について第36条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

信託契約の一部解約

第38条 受益者は、平成22年2月18日以前の毎月20日（休業日の場合には、翌日以降の最初の営業日とします。）を解約請求受付日として、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

第1項の規定にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人）は次の事由により平成20年12月15日以降平成22年2月18日以前において、委託者に1口単位をもって、その請求日を一部解約の請求受付日とする一部解約の実行を請求することができます。

1. 受益者が死亡したとき。
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
3. 受益者が破産手続開始決定を受けたとき。
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき。

前2項の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。これらの場合において前項各号の規定する事由によりその請求をするときは、指定販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。なお、この場合は当該事由を証する所定の書類が指定販売会社に提示され、指定販売会社が一部解約の実行の請求の事務処理を行う日をもって、一部解約の実行の請求受付日とします。

委託者は、第1項および第2項の一部解約の実行の請求を受けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項および第2項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第1項および第2項に基づく前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、一部解約の請求金額が多額と判断される場合、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項および第2項による請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が第1項および第2項に規定する一部解約の請求を受け付ける日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第5項の規定に準じた価額とします。

質権口記載または記録の受益権の取り扱い

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

信託契約の解約

第40条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が5万口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、

あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項および第2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

委託者の登録取消等に伴う取扱い

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間に存続します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

第43条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資

信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

公 告

第48条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年11月28日

委託者	東京都港区三田三丁目5番27号 みずほ投信投資顧問株式会社
受託者	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

用語集

あ行

運用報告書

ファンドの運用経過、運用実績、決算時等における信託財産の内容等について、決算時および償還時に委託会社により作成されます。受益者への交付は販売会社を通じてなされます。

EDINET

Electronic Disclosure for Investors' NETwork の愛称で、金融庁により提供されている電子開示システムです。WEB サイト上 (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) にて、インターネットを通じた閲覧が可能となっています。

か行

格付け

債券等の発行体の信用力 (=利子および償還金の支払い能力) を外部の独立した格付け機関が評価したものです。投資を行う場合において、発行体の信用力の 1 つの尺度となります。

為替ヘッジ

外貨建資産へ投資する場合において、為替相場の変動による差損を回避するため、外国為替の売予約、先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを回避することをいいます。

なお、為替ヘッジを行うと一般的に、内外の短期金利差に相当するコストがかかるため、外貨建資産への投資成果は、為替ヘッジを行った時点においてはコストの分だけ低下することになります。

基準価額

ファンドの受益権 1 口あたりの時価を示した価額であり、純資産総額を計算日における受益権総口数で割ったもので、委託会社の営業日毎に日々計算されています。なお、ファンドによっては 1 万口あたりの値で表示される場合があります。

さ行

収益分配金

運用によって得た収益を分配するもので、受益権の保有口数に応じて分配が行われます。

受益権

投資信託を買付けることによって生じる収益を受取る権利等のことをいいます。

信託期間

投資信託が設定されてから償還予定日までの期間のことをいいます。信託期間が無期限の場合もあります。また、償還予定日が更新される場合（信託期間の延長）や償還予定日以前に償還される場合（繰上償還）もあります。

信託財産留保額

信託期間中の解約時に生じる解約コストを、残された受益者ではなく、解約を行う受益者が負担るべきであるという考え方に基づき解約を行う受益者が、解約コスト相当額を信託財産留保額としてファンドの信託財産中に残す仕組みです。信託財産留保額の有無や額は投資信託によって異なります。

信託報酬

投資信託の運営・管理に対する報酬として、委託会社、販売会社、受託会社に対し、あらかじめ決められた信託報酬率に従い日々支払われるものです。この費用は信託財産を通じて受益者が間接的に負担するもので、基準価額は日々信託報酬を差し引いた上で計算されています。

信託約款

委託会社（運用会社）と受託会社（信託銀行）が交わす信託契約の内容を記したもので、投資信託の運用の基本方針や投資対象の範囲等が記載されています。

た行**投資信託振替制度**

投資信託の受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにおいて管理し、投資信託の設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われる制度をいいます。

なお、投資信託の受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、交付目論見書中の「その他の情報（2）その他〔1〕ファンドに関する情報 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい）、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（当目論見書においては、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

は行**ファンド監査**

ファンドの信託財産の会計監査を受けることを指します。その費用は、ファンドの信託財産より支払われます。なお、信託財産の会計監査は有価証券報告書等により報告され、前記記載のE D I N E T等で閲覧することができます。

ベンチマーク

ファンドの運用にあたって、運用成果の目標や、評価の目安とする指標のことをいいます。例えば、「TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、当該ベンチマークを上回る運用成果を目指します」といった形で、投資信託の運用上の目標が設定されます。ベンチマークの有無、ベンチマークとする指標は投資信託によって異なります。

ポートフォリオ

運用資産の組合せのことをいいます。組入銘柄と各銘柄の組入比率によって表されます。また、それぞれの組入銘柄を種類別にまとめてポートフォリオの内訳を示す場合もあります。

ま行**目論見書（投資信託説明書）**

ファンドの募集に係る説明や費用、リスク、運用方針等、商品の内容を理解するために必要な情報が記載された開示書類です。委託会社により作成され、投資信託の取得をお申込みになるお客様さまに対して、販売会社からあらかじめまたは同時に交付されるものです。

みずほ投信投資顧問株式会社

Mizuho Asset Management Co., Ltd.

MHAM日経平均参照型投信08-11

愛称：ショート・トリップ2

単位型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書(請求目論見書)

2008.10

みずほ投信投資顧問

MHAM日経平均参照型投信 08 - 11

～愛称：ショート・トリップ2～

(以下、上記の投資信託を「当ファンド」ということがあります。)

当ファンドは、日経平均株価の動きに応じて償還価格が決定される国内外の公社債（特にユーロ円債）を主要投資対象としています。日経平均株価の変動等による組入公社債の価格の下落や、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年9月26日に関東財務局長に提出しており、平成20年10月12日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資家が当ファンドの受益権を取得する時までに投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 当ファンドの基準価額は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けるため、変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがいまして、投資元金が保証されているものではありません。
4. 本投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている税率は、平成20年9月26日現在のものですが、税法が改正された場合には、それに伴ない変更される場合があります。

目 次

第1 フ ァ ン ド の 沿 革	1	第4 フ ァ ン ド の 経 理 状 況	4
第2 手 続 等	1	1 財 务 諸 表	4
1 申 込 (販 売)手 続 等	1	2 フ ァ ン ド の 現 況	4
2 換 金 (解 約)手 続 等	1	第5 設 定 及 び 解 約 の 実 績	4
第3 管 理 及 び 運 営	2		
1 資 産 管 理 等 の 概 要	2		
(1) 資 産 の 評 価	2		
(2) 保 管	2		
(3) 信 託 期 間	2		
(4) 計 算 期 間	2		
(5) そ の 他	2		
2 受 益 者 の 権 利 等	4		

第1 【ファンドの沿革】

平成20年9月26日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
 平成20年11月28日 当ファンドにかかる信託契約締結・設定・運用開始(予定)

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等（委託会社があらかじめ、このファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関をいいます。以下同じ。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換に当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、信託設定により生じた受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (2) 取得申込者は、受益権を10口以上1口単位をもって購入することができます。
- (3) 取得申込みにかかる受益権の価額は、1口当たり1万円とします。なお、当該価額には、1口当たり210円(税抜 200円)を上限に販売会社が独自に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれており、当該上限額(1口当たり210円(税抜 200円))が、設定日に信託財産中から支弁されます。
- (4) 販売会社が独自に定めた申込手数料(受益権1口当たり)が210円(税抜 200円)未満の場合、申込手数料上限額および当該申込手数料上限額にかかる消費税等相当額の中から、その差額(1口当たりの申込手数料上限額と当該販売会社が独自に定める1口当たりの申込手数料額との差額に、取得申込みを行った受益者の取得申込口数を乗じて得た金額ならびにその金額に対する消費税等相当額)を当該受益者に対し返戻します。
- (5) 申込期間中に受領した申込金額については、信託設定日までの期間について利息を付しません。
- (6) 募集金額が5億円に満たない場合、または当ファンドに関する投資環境等が変化した場合には、ファンドの設定を中止することがあります。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、平成22年2月18日以前の毎月20日(休業日の場合には、翌日以降の最初の営業日とします。)を解約請求受付日として、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、1口単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、受益者(受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人)は次の事由により平成20年12月15日以降平成22年2月18日以前において、委託会社に1口単位をもって、その請求日を解約の請求受付日とする解約を請求することができます。
 - 受益者が死亡したとき。
 - 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - 受益者が破産手続開始決定を受けたとき。
 - 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
 - その他前記～に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき。
- (3) 解約の請求を行う受益者は、投資信託振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権(振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権)をもって行うものとします。これらの場合において前記(2)に規定する事由によりその請求をするときは、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることがあります。なお、この場合当該事由を証する所定の書類が販売会社に提示され、販売会社が解約の請求の事務処理を行う日をもって、解約の請求受付日とします。
- (4) 解約請求の受け付けについては、委託会社および販売会社の営業日の午後3時(年末年始など金融商品取引所が半日取引日の場合は午前11時)までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

(5) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組み入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。(以下同じ。)

(6) 解約代金は、原則として受益者の請求を受けた日から起算して、9営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(7) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(8) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額と判断される場合、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の請求の受け入れを中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受け入れを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が前記(1)および(2)に規定する一部解約の請求を受けない日である場合には、この計算日以後の最初の一部解約請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受けたものとして、前記(5)の規定に準じた価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成20年11月28日から平成22年3月12日までとします。

(4) 【計算期間】

平成20年11月28日から平成22年3月12日までとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

- a 信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
- b やむを得ない事情が発生したとき。
- c 信託契約の一部解約により、受益権の口数が5万口を下回ることとなる場合。

- 2.1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 3.委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは書面決議は行いません。
- この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

書面決議

- 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
- 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記1.の通知書面に付記します。

償還金の支払い

償還金は、原則として、償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対し、お支払いします。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

- 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継することがあります。
- 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い
- 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の

3カ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、信託期間終了時（償還時）に信託期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、予め受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

当ファンドの運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、信託期間中の分配は行いません。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

当ファンドは、平成20年11月28日から運用を開始する予定であり、それまでは何ら資産を保有していません。

ファンドの信託財産に係る財務諸表等の作成にあたっては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」および「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

ファンドの会計監査は、新日本有限責任監査法人が行います。

2 【ファンドの現況】

当ファンドは、平成20年11月28日から運用を開始する予定です。したがって、該当事項はありません。

第5 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

みずほ投信投資顧問株式会社

Mizuho Asset Management Co., Ltd.

みずほ投信投資顧問株式会社

Mizuho Asset Management Co., Ltd.